

組合員 各位

NSD健康保険組合
理事長 前川 秀志

NSD健康保険組合規約の一部変更について

令和3年2月24日付で当組合規約の一部を下記のように変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項により公告いたします。

記

1. 変更理由

医療費の自己負担が高額となった場合に報酬に応じた自己負担限度額を超える部分を支給する高額療養費と、自己負担額の2万円を超える部分を支給する一部負担還元金(本人)・家族療養付加金(家族)および合算高額療養付加金の支給方法について、従来は被保険者からの申請書提出により支給する「請求払い」を採用してきましたが、被保険者の利便性向上、未支給削減のため、申請書提出によらず対象者全員へ支給する「自動払い」へ変更することとし、支給額の端数処理についての記載を追加しました。

2. 変更内容

1. 第53条の5に以下を加える。

「5 前2項の規定により算出した額が1,000円未満の場合は支給しない。また、100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。」

2. 第59条の4に以下を加える。

「4 前2項の規定により算出した額が1,000円未満の場合は支給しない。また、100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。」

3. 第60条の4に以下を加える。

「4 前2項の規定により算出した額が1,000円未満の場合は支給しない。また、100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。」

4. 附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

以上